

# 外国人とともに働く 技能実習と特定技能

## 今回のキャスト

社長 藤田 匠、社員 西園寺 千代、専主 伝法院 千里

改正入管法が施行されて半年。アルパカファームでも、外国人を貴重な人材として受け入れる方向で考え始めた。将来の事業展開を見据えながら。

藤田 千代ちゃん、出荷組合の若手メンバーで、技能実習生の受け入れについて検討していくことになったんだけど、千代ちゃんはどう思う？  
千代 私は賛成ですね。以前、友人の農業法人に技能実習で来ていたベトナムの方がすごく働き者で、皆が日本語を教えている雰囲気があると心地よかったのを覚えてます。

難しい側面もあるようでしたが、仕事の効率以上に、受け入れ組織自体が変化する点がいいと思います。  
藤田 なるほど、組織運営の面でも意味があるんだね。でも、私の不安材料として英語ができない。  
伝法院 その点は気にしなくて大丈夫ですよ。

藤田 先生、こんにちは！ 気にしなくてもいい、というのはどういうことでしょうか？  
伝法院 技能実習生は基礎的な日本語は学んだうえで働きますので、個人差はありますが、最低限のコミュニケーションは取れます。契約書な

どの書面では、母国語での記載義務がありますので、それは専門家にお願ひすればよいでしょう。とはいえ、日本人同士のコミュニケーションと比べると困難な面も多いでしょう。だからこそ受け入れ体制を整えなければいけませんね。体制や心構えを整えば、千代さんが言うように、組織全体の雰囲気がよくなったり、新しいアイデアが出てきたり、副次的なメリットが享受できます。

藤田 コミュニケーションが取りづらからこそ、周りが今まで以上に丁寧の説明したり、言葉以外でも表現したり、歩み寄る心構えを持つ、ということですね。確かに最近、弊社のメンバーは固定的で、コミュニケーションの取り方もマンネリ化していたように思います。

千代 それは私も感じていました。慣れ合いが悪いほうに出ている側面もあります。  
伝法院 それならば、ダイバーシ

ティ(多様性)を意識して、まずは受け入れ体制を皆で考えることから始めるといいですね。  
藤田 そういえば「特定技能」制度が始まりましたね。  
伝法院 はい。今年の4月から施行された新しい在留資格ですね。これによって、受け入れ可能期間が従来

の最長3年間から8年間に伸びました。十分に技術や経営を伝えられますし、何より関係性を築けますので、技能実習生本人が母国に帰国した後、展開も想定したうえで受け入れるといいですよ。実際、技能実習生が母国に帰国して、現地法人を立ち上げた例もありますし。

### 技能実習や特定技能 受け入れ人材を探すには？

相談先としては以下のような団体や組織がある。

- ① 農業分野での技能実習生受け入れ実績がある最寄りの農協など
- ② 最寄りのハローワークや民間の職業紹介所
- ③ 海外にネットワークを持つ民間団体や現地コーディネーター

今回の執筆者

矢萩板 初美

(有)人事・労務パートナー/  
行政書士/  
903シティファーム  
推進協議会委員長



明治学院大学国際学部卒業後、総合物流会社を経て行政書士として独立。NPOの設立支援や運営サポートなどコミュニティ創りを支援している。次代に持続可能な農と食を残していくため903シティファーム推進協議会を自ら設立。次世代の農業経営者を応援する「ローカルとつながる田心マルシェ」も開催。

# ▶ 施行から半年…特定技能制度の進捗状況 ◀

昨年12月に改正入管法が成立し、今年4月より施行されました。そこでは、人手不足を補うために外国人労働者を受け入れることが明言されています。新たに設けられたのが在留資格「特定技能」。その農業分野での受け入れ数は、今後5年間で3万6,000人を見込んでいます。施行から半年経った今、特定技能制度の進捗と農業分野における今後の流れをお伝えします。

## 農業分野取得者 31人 (9月末現在)

特定技能制度、ようやく動きはじめました。この10月26日からは、全国農業会議所が特定技能1号の要件のひとつ「農業技能測定試験」をフィリピンで実施。もうひとつの要件「日本語基礎テスト」の受付がすでに始まっているアジア各国（モンゴル、インドネシア、カンボジア、ネパール）でも、農業試験が実施される予定です。

特定技能の新設により、これまで3年だった外国人労働者の在留期間が8年まで延長されました。技能実習2号を修了した者は、技能や日本語の試験を受けることなく特定技能1号に移行できます。出入国在留管理庁の調べによると、9月末現在の特定技能の資格を持つ在留外国人は221人。このうち農業分野は31人。いずれも試験免除による資格取得者と思われる。ちなみに最初の取得者となったのは、カンボジア人女性農業実習生2名でした。

農林水産省によると、すでに技能実習を終えた元実

習生が、2017年度までに計約6万8,000人いるとされています。この元技能実習生の受け入れ増が想定できます。特定技能への移行を視野に入れて技能実習生を受け入れる農業者も増えるのではないのでしょうか。

## 「農業特定技能協議会」とは

今年8月28日に第1号の「農業特定技能協議会」加入者が公表されました（この時点での加入者は約20名）。初めて農業分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、受け入れ後4カ月以内に農業特定技能協議会に加入しなければなりません。加入していない場合には、特定技能外国人の受け入れができないこととなるのでご注意ください。加入に当たって費用は徴収しません。

農業特定技能協議会は、農業分野での適切な運用を図るために設けられた組織。農業者が外国人材の受け入れ機関となった場合は、本協議会に入会いただくことで、今後、協議会が行なうこととしている以下の活動を通じ、外国人材の受け入れをより適正かつ円滑なものとするのが可能になるとしています。

- ① 協議会が依頼する各種アンケートや現地調査への協力
- ② 外国人材の受け入れに役立つ各種最新情報の共有
- ③ 個別の受け入れで生じた課題の共有とその解決に向けた構成員間の協議

### ■ 農業分野における技能実習と特定技能の違い

	技能実習制度	特定技能制度
根拠法	技能実習法	入管法
在留資格	技能実習(実習目的)	特定技能1号(就労目的)
在留期間	最長5年(4年目の実習開始時に1カ月以上帰国させる必要あり)	通算で最長5年(在留期間中の帰国可)
従事可能な業務	●耕種(施設園芸、畑作・野菜、果樹) ●畜産(養豚、養鶏、酪農)	耕種全般、畜産全般(ともに加工・運搬・販売など付随的業務も可)
技能水準	—	一定の専門性・技術が必要(試験あり、ただし技能実習2号修了者は免除)
日本語能力	—	試験等で確認(ただし技能実習2号修了者は免除)
受け入れ主体(雇用主)	実習実施者(農業者等) ※農協が組合員に委託するも可	●農業者等 ●派遣業者

### ■ 特定技能外国人受け入れのおおまかな流れ

